

# 参考資料

## < 目 次 >

I	ユニバーサルサービス制度の現状	1 ~ 14
II	市場環境の動向	15 ~ 22
III	「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」	23 ~ 28
IV	諸外国におけるユニバーサルサービス制度の現状	29 ~ 30

## 制度整備

平成12年12月

### 情報通信審議会答申

「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申」

平成13年6月

### 改正電気通信事業法の公布

平成14年6月

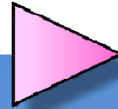
### 改正電気通信事業法の施行

平成17年10月

### 情報通信審議会答申

「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」

- ・ベンチマーク方式の採用
- ・電気通信番号数ベースの拠出



## 制度施行

平成17年12月

### 基礎的電気通信役務支援機関の指定

平成18年3月

### 適格電気通信事業者の指定(NTT東西)

平成18年8月

### NTT東西 平成17年度の基礎的電気通信役務収支表の公表

- ・NTT東西合計で▲518億円の赤字

〔 NTT東:▲294億円  
NTT西:▲224億円 〕

平成18年11月

### 負担金及び交付金の認可

- ・NTT東西の補てん対象額約152億円

平成19年4月～

### 負担金の徴収、交付金の交付開始

## ユニバーサルサービスの基本的要件

- (1) **国民生活に不可欠なサービス**であるという特性 (essentiality)
- (2) **誰もが利用可能な料金で利用できる**という特性 (affordability)
- (3) **地域間格差なくどこでも利用可能**であるという特性 (availability)

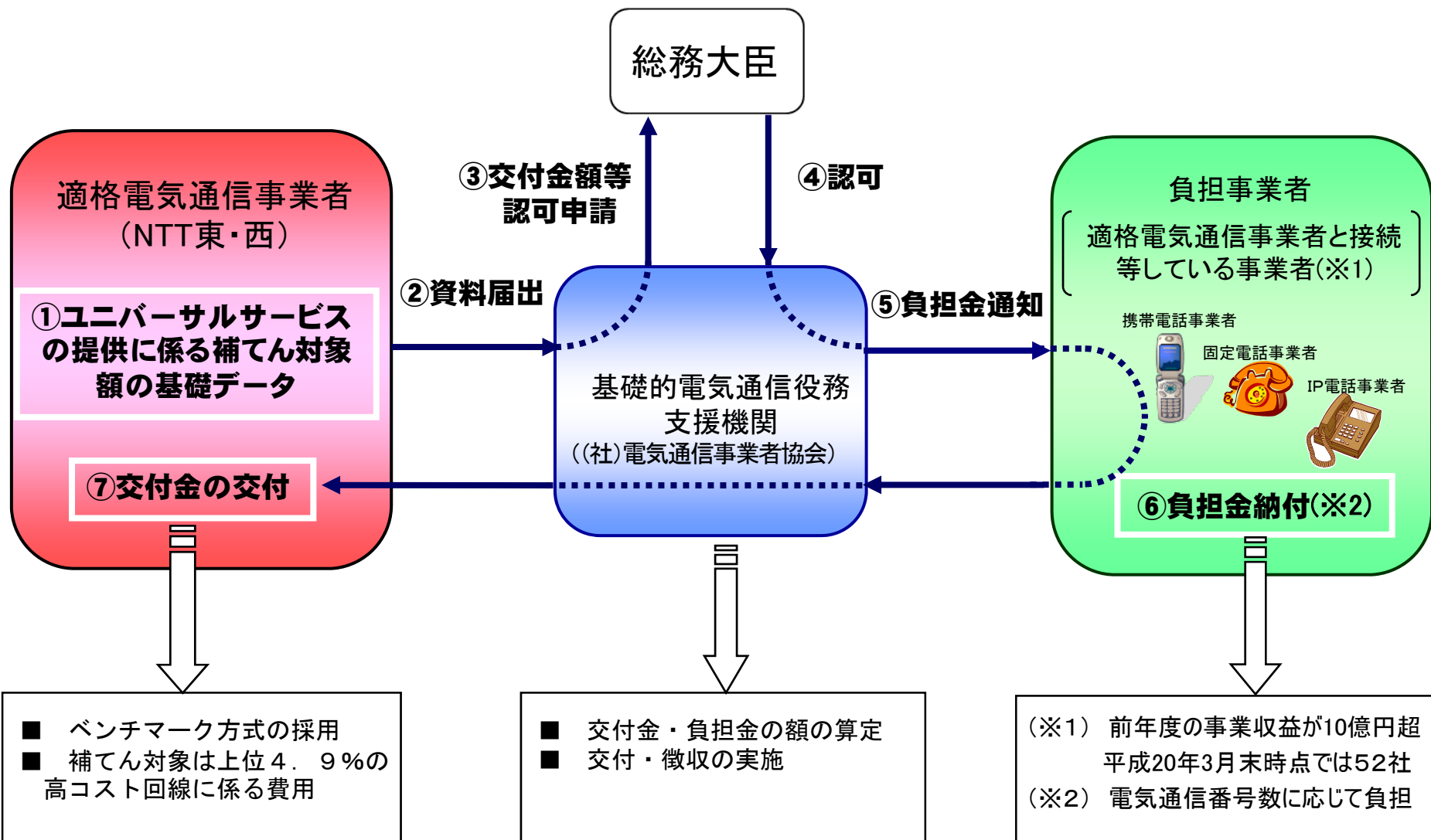
## 基礎的電気通信役務の提供(電気通信事業法第7条)

基礎的電気通信役務(**国民生活に不可欠**であるため**あまねく日本全国における提供が確保されるべきもの**として総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その**適切、公平かつ安定的な提供**に努めなければならない。

## ユニバーサルサービスの範囲

- (1) **加入電話** (加入者回線アクセス、特例料金が適用される離島通話サービス)
- (2) **公衆電話** (戸外における最低限の通信手段を確保する観点から一定の基準で設置される第一種公衆電話)
- (3) **緊急通報** (警察110番、消防119番、海上保安庁118番)

適格電気通信事業者のユニバーサルサービス提供設備と接続等により受益している他の電気通信事業者も応分のコスト負担を行う仕組み = 電気通信事業者同士で負担する制度



# 基礎的電気通信役務収支表 (H17年度～H18年度)

## ○平成17年度ユニバーサルサービス収支表 (単位：百万円)

NTT 東日本			
	営業収益	営業費用	営業損益
加入電話	521,510	548,265	▲26,754
基本料	521,510	547,725	▲26,214
緊急通報	—	539	▲539
第一種公衆電話	1,825	4,495	▲2,670
市内通信	1,821	4,483	▲2,661
離島特例通信	3	9	▲6
緊急通報	—	2	▲2
合計	523,335	552,760	▲29,424

NTT 西日本		
営業収益	営業費用	営業損益
523,460	543,931	▲20,471
523,460	543,039	▲19,579
—	892	▲892
975	2,902	▲1,926
970	2,887	▲1,916
4	12	▲7
—	2	▲2
524,435	546,834	▲22,398

## ○平成18年度ユニバーサルサービス収支表 (単位：百万円)

NTT 東日本			
	営業収益	営業費用	営業損益
加入電話	480,250	524,650	▲44,399
基本料	480,250	524,206	▲43,955
緊急通報	—	444	▲444
第一種公衆電話	1,540	3,813	▲2,273
市内通信	1,537	3,804	▲2,266
離島特例通信	2	7	▲4
緊急通報	—	1	▲1
合計	481,790	528,464	▲46,673

NTT 西日本		
営業収益	営業費用	営業損益
485,553	522,077	▲36,524
485,553	521,403	▲35,850
—	674	▲674
823	2,537	▲1,713
819	2,525	▲1,705
3	9	▲6
—	2	▲2
486,376	524,614	▲38,238

## 適格電気通信事業者ごとの補てん対象額（①+②+③）

### ①【加入電話:加入者回線アクセス】

加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線について、長期増分費用モデルで算出した回線原価と一定基準原価の差額（ベンチマーク方式）

### ②【加入電話:緊急通報】

加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線に対応した緊急通報繋ぎこみ回線に係る原価

### ③【第一種公衆電話】

全国の第一種公衆電話に係る原価と収益の差額（相殺型の収入費用方式）

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第5条第1項）

# 補てん対象額の推移

(単位:百万円)

	平成18年度認可分				平成19年度認可分			
	NTT 東日本	NTT 西日本	合計	番号単価 (H19.4から適用)	NTT 東日本	NTT 西日本	合計	番号単価 (H20.4から適用)
加入電話	6,058	5,954	12,012	7円 /月・番号	5,770	3,473	9,243	6円 /月・番号
第一種 公衆電話	1,472	1,609	3,081		2,149	2,093	4,242	
緊急通報	49	35	84		47	29	76	
合計	7,579	7,598	15,177		7,966	5,595	13,561	

注)平成19年度認可分より、「加入電話:加入者回線アクセス」の補てん対象額算定方式を変更

※ NTT東西に対する交付金の額は、補てん対象額の合計から当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を控除した額(交付金額)が基礎的電気通信役務収支表(P.4)の営業損益の合計額以上となるときは、これに満たない額とする。

(基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第5条第3項)

平成19年度補てん対象額

NTT東西合計

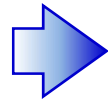
約**135.6**億円

NTT東日本:約79.7億円

NTT西日本:約56.0億円

支援業務費

約**0.7**億円



約**136.3**億円

÷ **12**ヶ月 ≒ 6.1986873536...

約**1億8,321**万番号

平成19年6月末時点の使用電気通信番号の総数

1番号当たり事業者負担額  
(合算番号単価)

月額**6**円

【留意点】

- 各事業者の経営判断により、事業者が吸収又は利用者が負担



# ユニバーサルサービス料の利用者への転嫁状況

(平成20年3月現在)

	電気通信事業者名	実施月 <sup>注1</sup>	ユニバーサルサービス料(税込み)	備考
1	アイテック阪急阪神株式会社	H20.1	月額6.3円	
2	アットネットホーム株式会社	—	—	
3	イツ・コミュニケーションズ株式会社	H20.1	月額6.3円	注3
4	株式会社ウィルコム	H20.1	月額6.3円	
5	株式会社STNet	H20.1	月額6.3円	
6	株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー	H20.1	月額6.3円	
7	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	H20.1	月額6.3円	
8	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	H20.1	月額6.3円	注2
9	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	H20.1	月額6.3円	注2
10	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	H20.1	月額6.3円	注2
11	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国	H20.1	月額6.3円	注2
12	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国	H20.1	月額6.3円	注2
13	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海	H20.1	月額6.3円	注2
14	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北	H20.1	月額6.3円	注2
15	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸	H20.1	月額6.3円	注2
16	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道	H20.1	月額6.3円	注2
17	株式会社エヌ・ティ・ティ・ネオメイト	H20.1	月額6.3円	
18	株式会社エヌ・ティ・ティ・イー・シー・コミュニケーションズ <sup>*</sup>	H20.1	月額6.3円	
19	株式会社NTTぷらら	H20.1	月額6.3円	
20	株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	H20.1	月額6.3円	注3
21	沖縄セルラー電話株式会社	H20.1	月額6.3円	注2
22	関西マルチメディアサービス株式会社	H20.1	月額6.3円	
23	九州通信ネットワーク株式会社	H20.1	月額6.3円	
24	株式会社ケーブルネット神戸芦屋	H20.1	月額6.3円	
25	株式会社ケーブルネット下関	H20.1	月額6.3円	
26	株式会社ケーブルビジョン21	H20.1	月額6.3円	

	電気通信事業者名	実施月 <sup>注1</sup>	ユニバーサルサービス料(税込み)	備考
27	KDDI株式会社	H20.1	月額6.3円	注2
28	KMN株式会社	H20.1	月額6.3円	
29	KVH株式会社	H20.1	月額6.3円	
30	株式会社ケイ・オプティコム	H20.1	月額6円	
31	株式会社シーテック	—	—	
32	株式会社ジェイコムウエスト	H20.1	月額6.3円	
33	株式会社ジェイコム関東	H20.1	月額6.3円	
34	株式会社ジェイコム北九州	H20.1	月額6.3円	
35	株式会社ジェイコムさいたま	H20.1	月額6.3円	
36	株式会社ジェイコム湘南	H20.1	月額6.3円	
37	株式会社ジェイコム千葉	H20.1	月額6.3円	
38	株式会社ジェイコム東京	H20.1	月額6.3円	
39	ジャパンケーブルネット株式会社	—	—	
40	株式会社ZTV	—	—	
41	ソフトバンクテレコム株式会社	H20.1	月額6.3円	
42	ソフトバンクBB株式会社	H20.1	月額6.3円	
43	ソフトバンクモバイル株式会社	H20.1	月額6.3円	注2
44	中部テレコミュニケーション株式会社	H20.1	月額6.3円	
45	土浦ケーブルテレビ株式会社	H20.1	月額6.3円	
46	東北インテリジェント通信株式会社	H20.1	月額6.3円	
47	株式会社長野県協同電算	H20.1	月額6.3円	
48	西日本電信電話株式会社	H20.1	月額6.3円	
49	東日本電信電話株式会社	H20.1	月額6.3円	
50	福岡ケーブルネットワーク株式会社	H20.1	月額6.3円	
51	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	H20.1	月額6.3円	
52	株式会社UCOM	H20.1	月額6.3円	

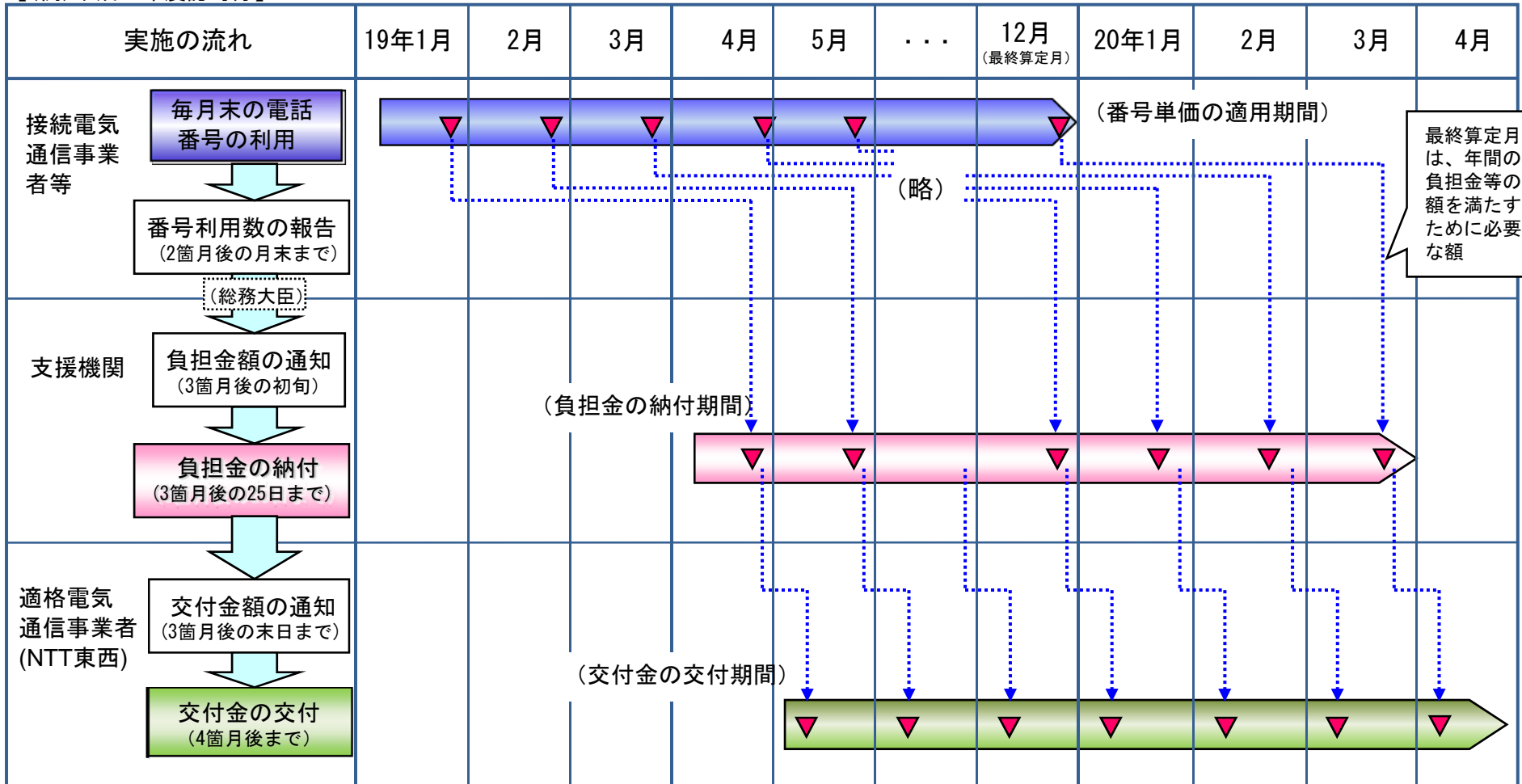
<注:(社)電気通信事業者協会調べ>

注1 実施月の欄中「—」は、現時点で利用者に負担を求めないこととしている電気通信事業者です。  
 注2 プリペイド携帯電話については、異なる課金方法等となっています。詳しくは各電気通信事業者のホームページをご覧ください。  
 注3 サービスの内容により異なります。詳しくは各電気通信事業者にお問い合わせください。  
 なお、当該負担対象事業者のうち注2・注3以外にも一部のサービスにおいて課金方法等が異なる場合があります。

# 毎月の負担金納付・交付金交付の流れ

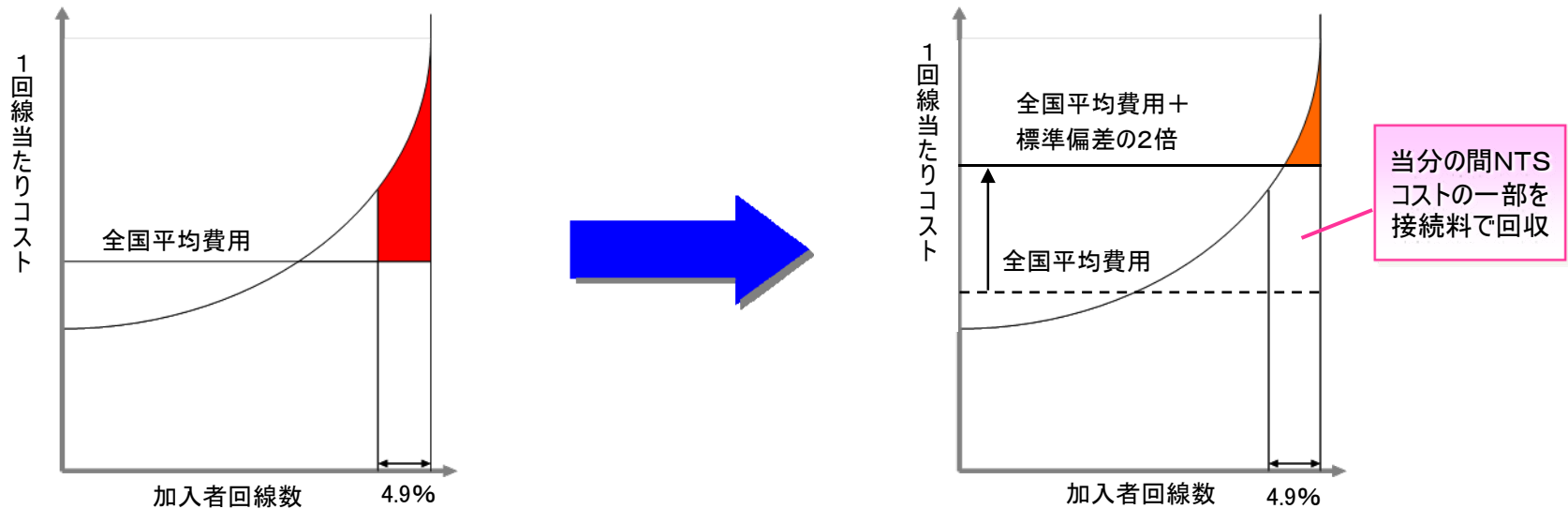
- ・ 接続電気通信事業者等は、各月末の電話番号利用数に基づき通知された負担金を、3箇月後の25日までに納付する。
- ・ 支援機関は、納付された負担金に基づき、納付があった月の末日までに適格電気通信事業者(NTT東西)に交付金額を通知し、その翌月までに交付金を交付する。

【(例)平成18年度認可分】



(注) 税金計算上、負担金の損金計上・交付金の益金計上は、それぞれ通知のある平成19年4月～平成20年3月とされている。

◆ 情報通信審議会答申(H19. 3)を踏まえ、利用者負担を抑制する観点から、平成19年度の補てん対象額算定より算定方法を見直し。



ユニバーサルサービス制度の補てん額算定ルールの見直し  
ベンチマークを「全国平均費用+標準偏差の2倍」に変更

従来、ユニバーサルサービス制度により各事業者で公平に負担していた費用をNTT東西のみが負担

H20年以降の接続料算定の在り方  
当分の間の措置として  
き線点RT-GC間伝送路に係る費用を接続料原価に算入

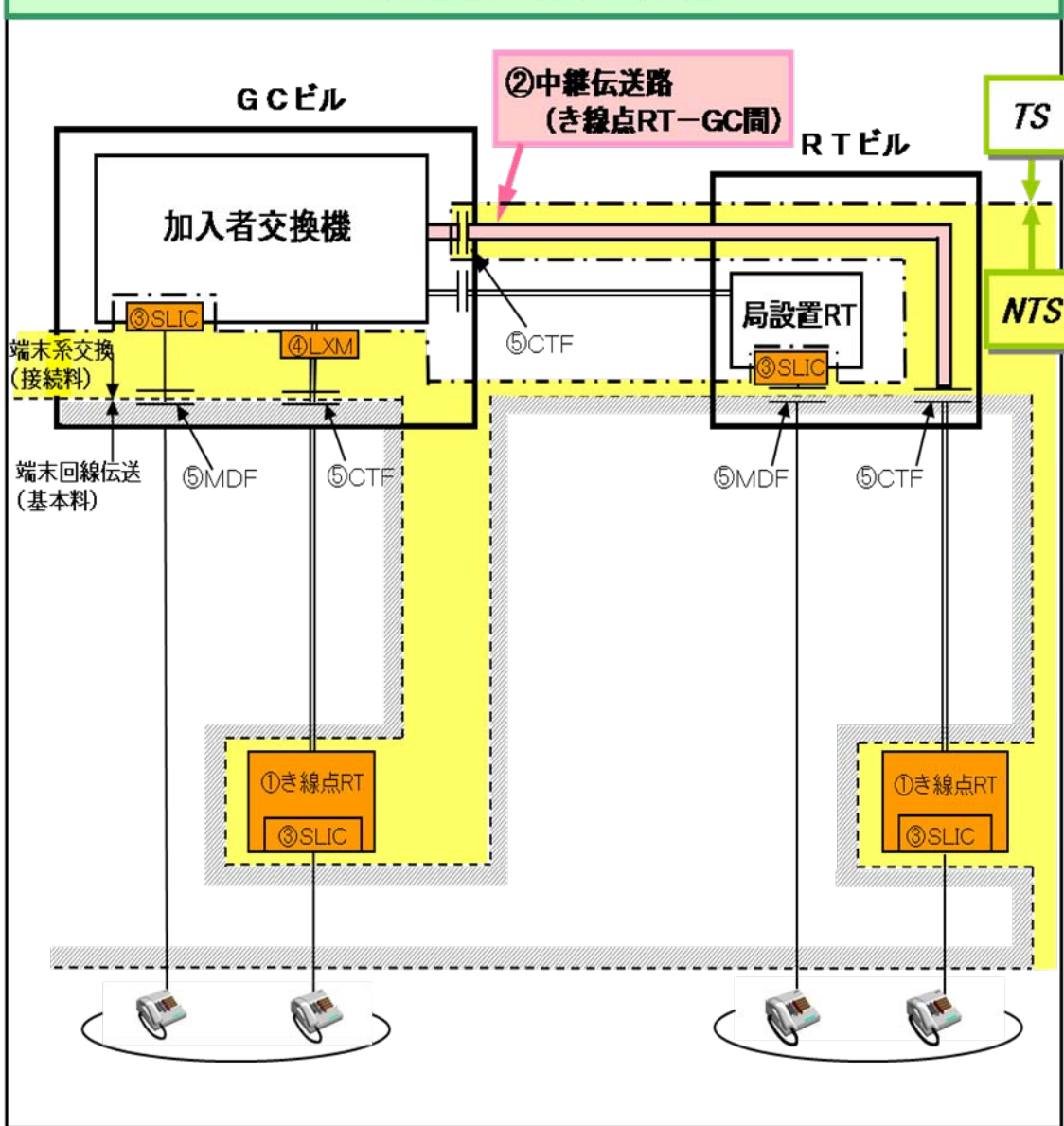
○ 当分の間の措置であり、早急な検討を行うことが望ましい  
➢ 平成20年よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いも含めて結論を得ることが適当

## エ き線点RT－GC間伝送路に係るコストの負担方法の見直し

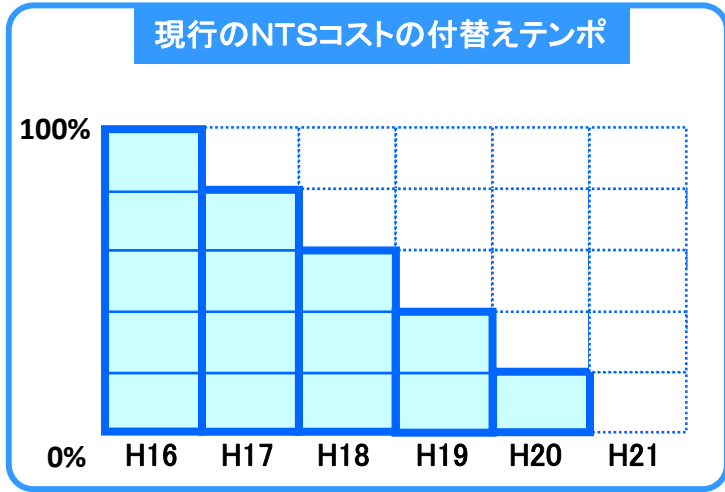
このように、き線点RT－GC間伝送路費用は、あくまでも当分の間の措置として、従量制接続料の原価に算入し、NTT東西の利用部門を含む接続事業者が公平に負担するという形にすることもやむを得ない。

しかし、この取扱いは、利用者負担の抑制を図る観点から、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法を当分の間変更することに起因するものである。このため、PSTNからIP網にマイグレーションが進行している状況を踏まえ、**利用者負担の抑制や接続料の水準等に留意しつつ**、早急な検討を行うことが望ましいことから、**平成20年よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点RT－GC間伝送路費用の扱いも含めて結論を得ることが適当**である。

## モデル上のネットワーク構成

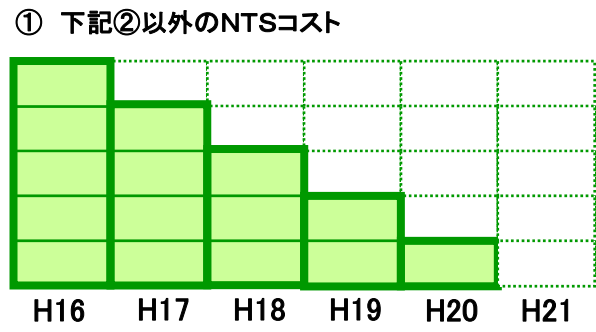


設備	機能	沿革等
①き線点RT	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メタル回線を収容する機能</li> <li>・呼出信号の送出等の機能</li> <li>・光信号/電気信号変換等機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者回線コスト低廉化のため、平成3年から順次導入。</li> <li>・SLICがGC局舎外に張り出したもの。</li> <li>・き線点RT収容の場合はDSLサービス不可。</li> </ul>
②中継伝送路 (き線点RT-GC間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光ファイバで通信を伝送する機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来は小型交換機が置かれていた小規模交換局に設置されたもの。</li> <li>・主としてSLICの機能を有するもの。</li> <li>・モデルの局設置RT(SLIC部分を除く)は集線機能があるためTSに整理。</li> </ul>
③SLIC (加入者ポート)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メタル回線をGC交換機に収容する機能</li> <li>・呼出信号の送出等の機能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISDN用回線の同様の装置(OCU)は基本料の費用範囲。</li> </ul>
④LXM (半固定バス接続装置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光ファイバにより伝送される通信を複数の交換機に振り分ける機能</li> </ul>	
⑤MDF、CTF	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局内ケーブルを収容するための配線盤</li> </ul>	

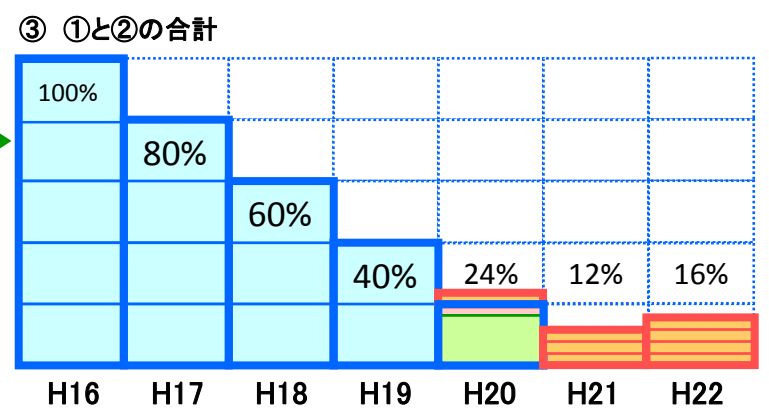
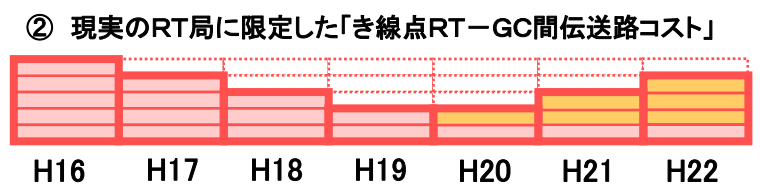


下記②以外のNTSコストは、これまでと同じテンポで付替え。

き線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価に戻す場合の付替えテンポ



これまでNTSコストの控除を20%ずつ段階的に行ってきたことを踏まえ、当該費用を毎年度20%ずつ段階的に接続料原価に戻す。



### 【参考】NTSコストの内訳

(億円)

	加入者交換機能				
	① き線点RT	② 中継伝送路 (き線点RT-GC間)	③ SLIC	その他	
年間費用	3,304	651 (19.7%)	934 (28.3%)	1,546 (46.8%)	173 (5.2%)

(注1) 入力通信量は平成17年実績値。

(注2) 括弧内は加入者交換機能の全費用に占める割合。

(平成18年度ユニバーサルサービス制度認可ベース)

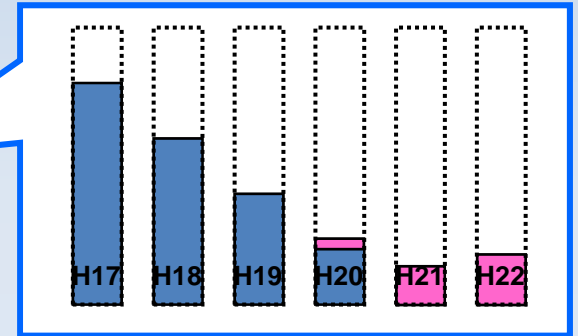
## GC接続における接続料水準

## 接続料原価に含まれるNTSコスト

H17	H18	H19	H20	H21	H22
5.32	5.05	4.69	4.53	4.2~4.5	4.7~5.3

実績値

推計値

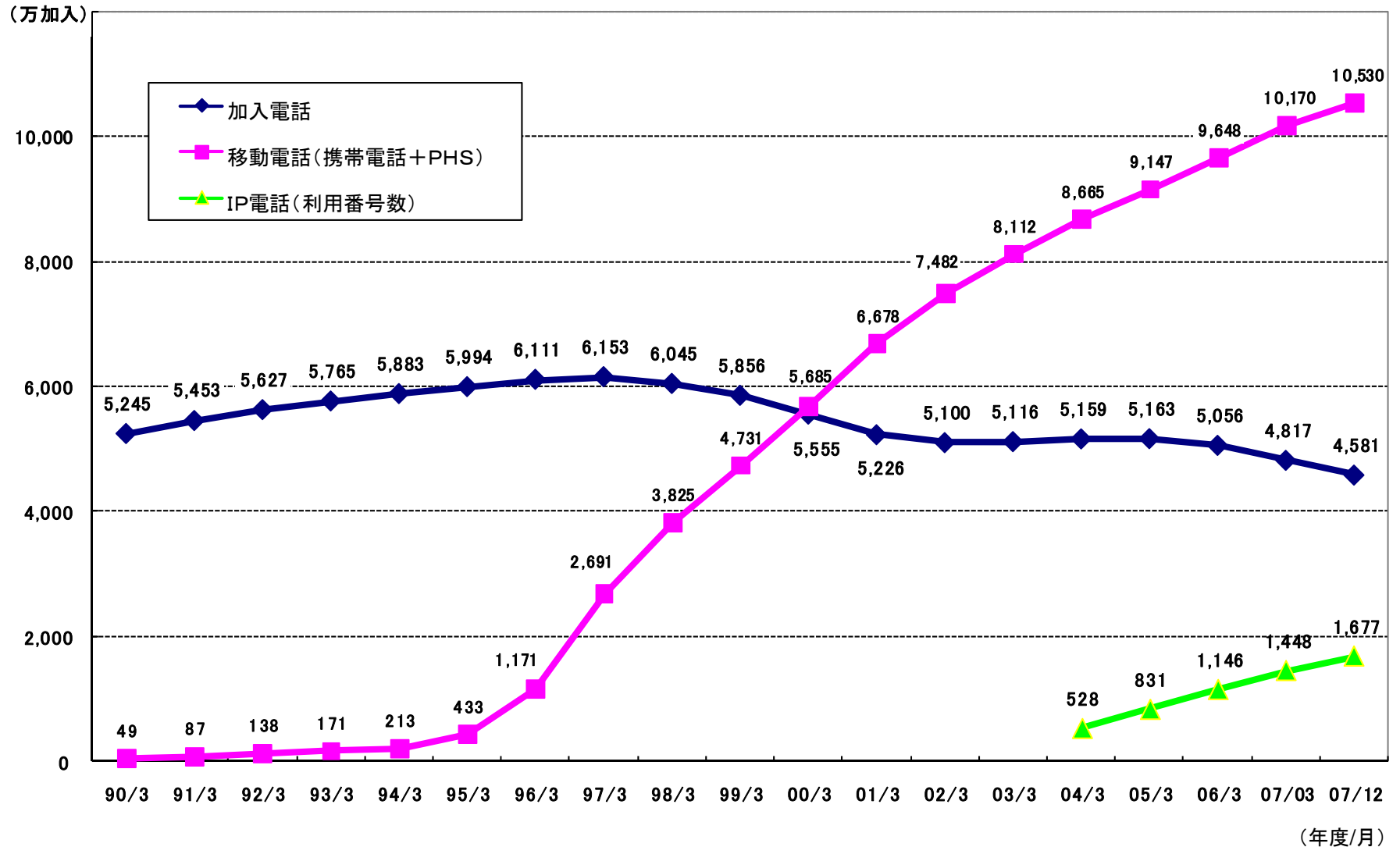


LRICモデルによる試算の前提条件

【上限値】回線数:年▲12%減少、トラヒック:年▲15%減少

【下限値】回線数:年▲7%減少、トラヒック:年▲10%減少

その他の入力値は、過去のトレンドより推計





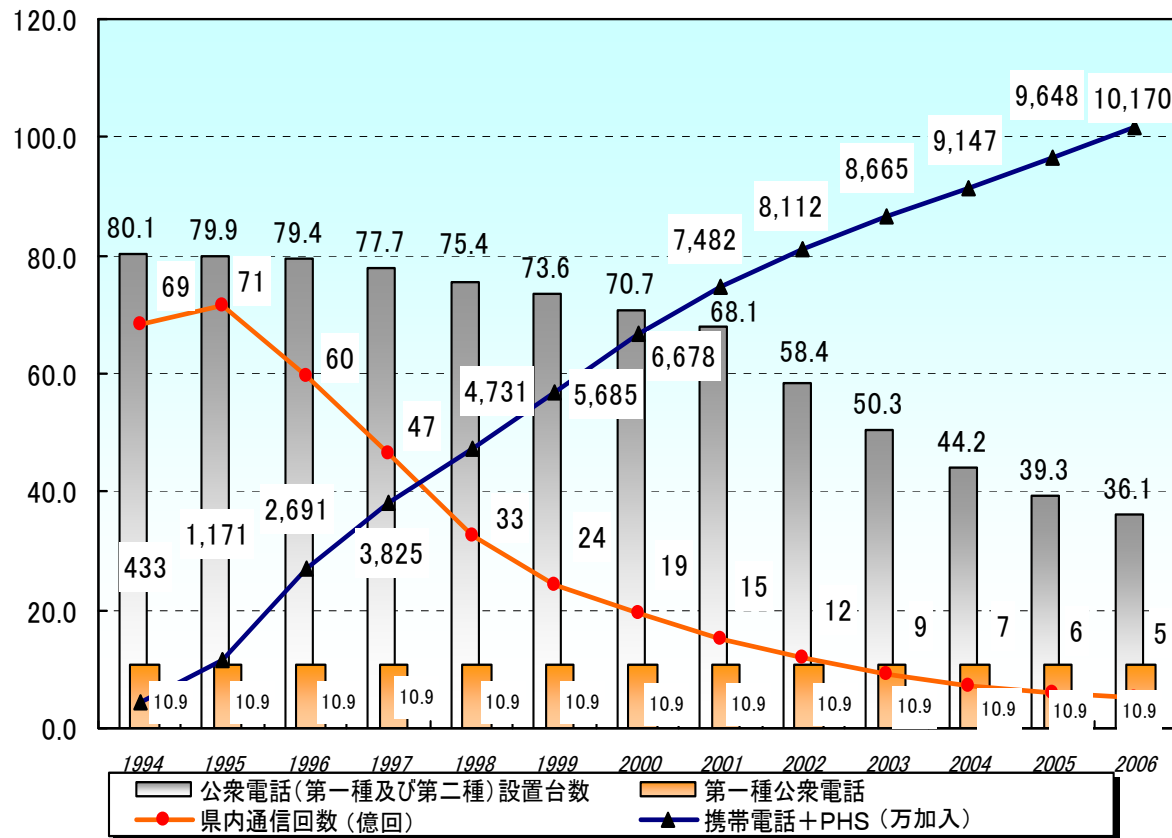
# 公衆電話の設置状況等

## 第一種公衆電話

- 第一種公衆電話の設置状況が、市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台の基準により設置されること。
- 都道府県ごとに、当該都道府県の市街地に係る2分の1地域メッシュ（500m四方）の数及び当該都道府県の市街地以外の地域に係る基準地域メッシュ（1km四方）の数の合計数に当該都道府県ごとのメッシュカバー率を乗じて得た数を下回らないこと。

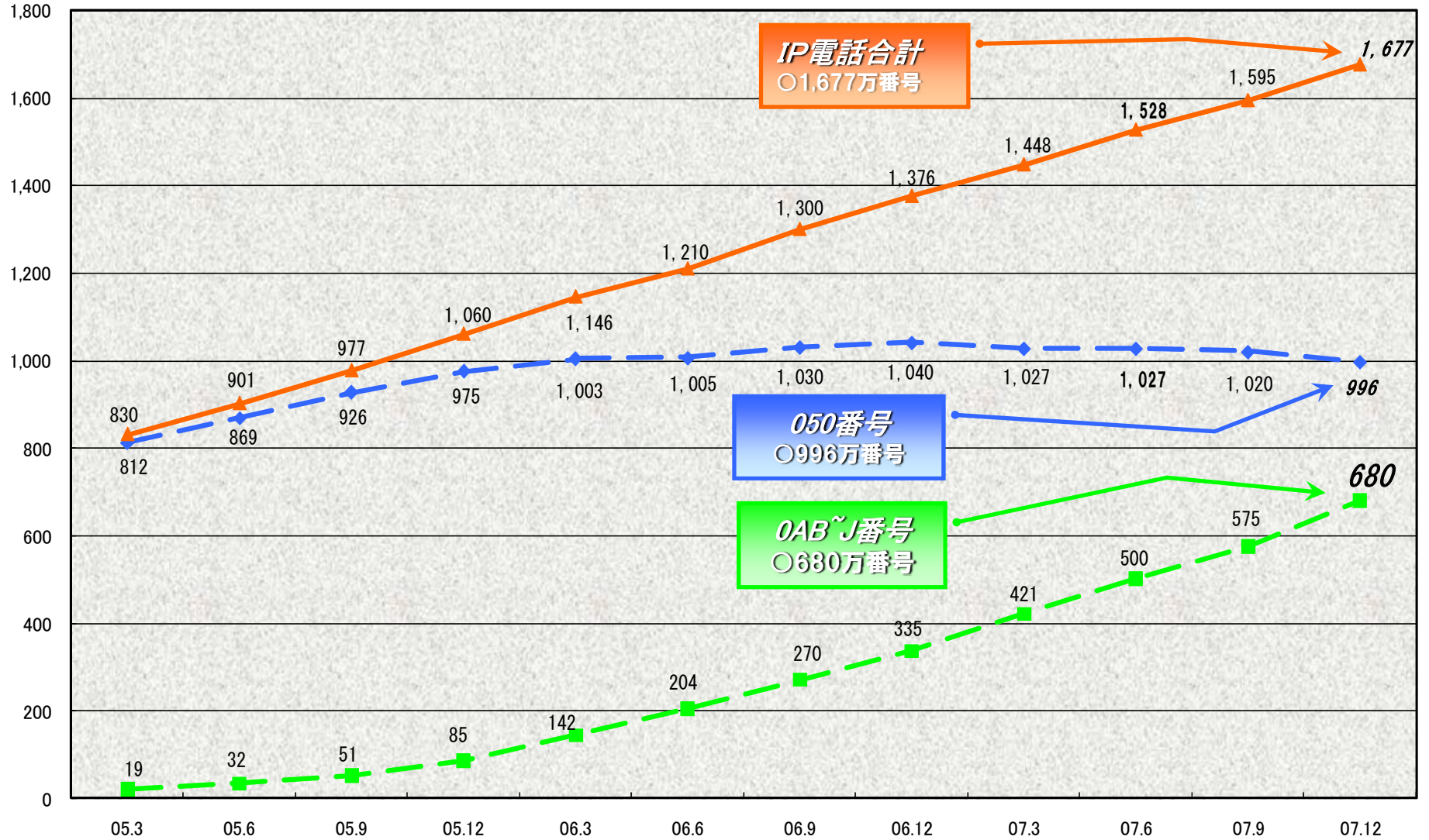
(万台)

(注) 補てん対象とならない公衆電話は第二種公衆電話と呼称される。

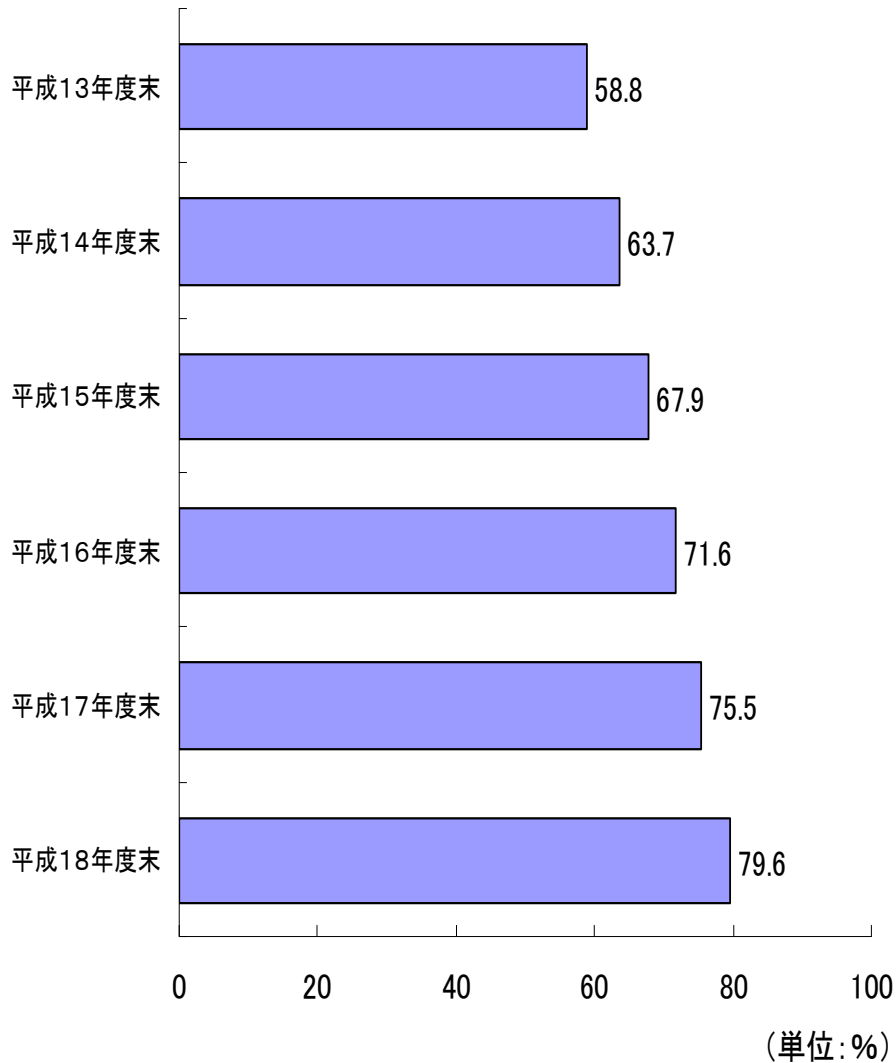


# IP電話の利用番号数の推移

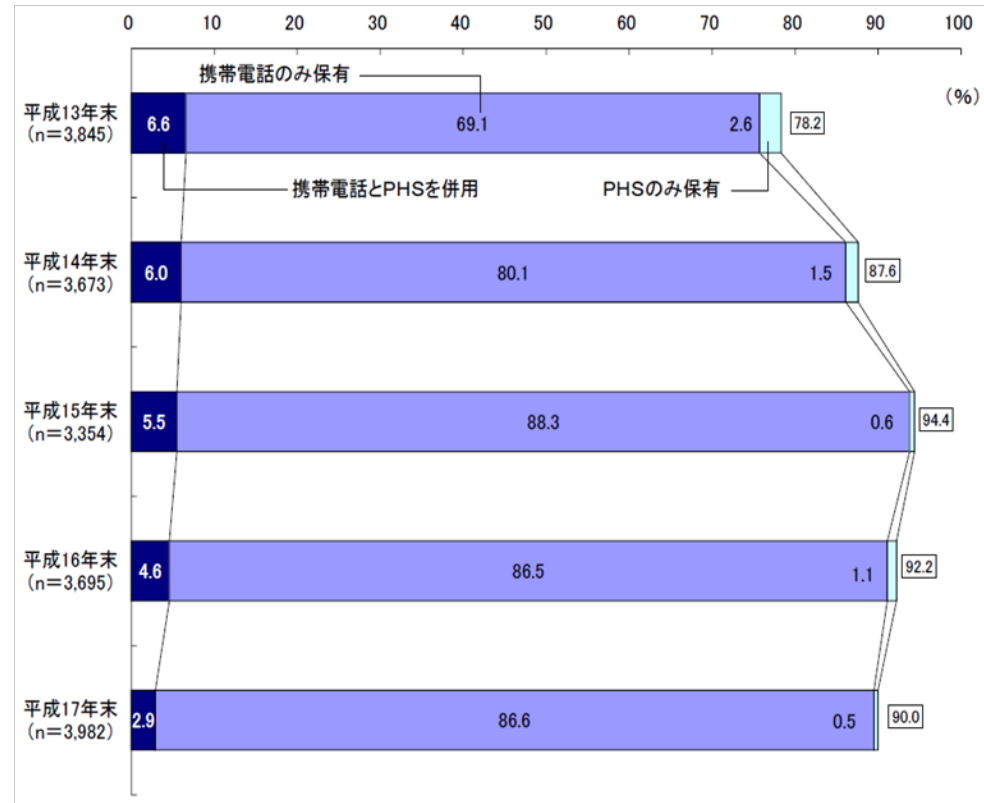
(単位:万番号)



## 人口普及率 (※)



## 世帯普及率



(出典) 平成17年通信利用動向調査報告書世帯編

## 全居住人口に占めるエリア内居住人口の割合

(06年度末現在)

地 域	割 合	エリア外人口
全 国	99.7%	約41万人
うち過疎地域 <sup>(注1)</sup>	97.4%	約26万人

※人口カバー率：

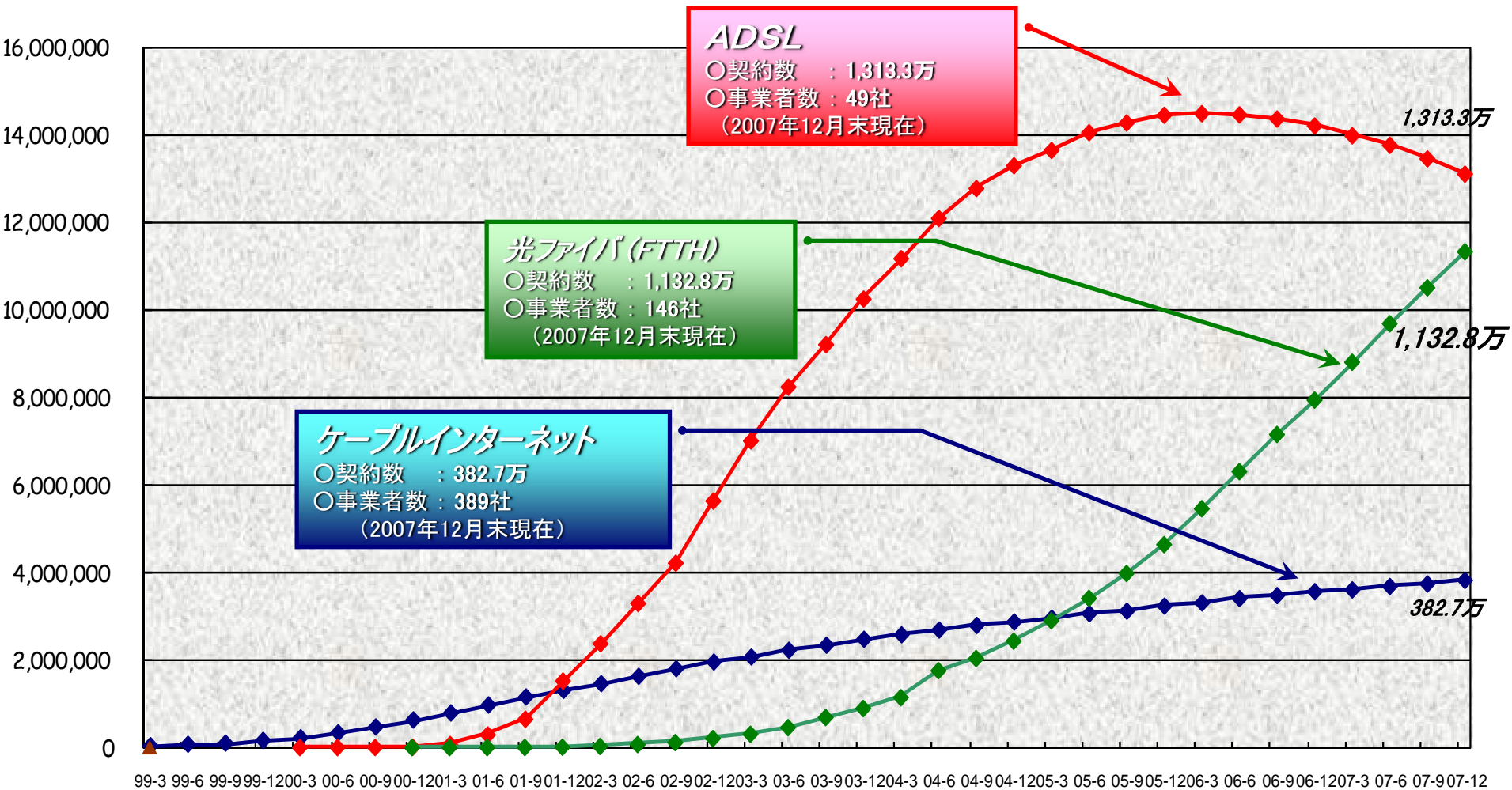
1平方キロメートルのメッシュごとにエリアであるか否かを判断し、エリアとされたメッシュ内の居住人口を合計してエリア内人口とし、総人口に占める割合を算出したもの。

(日本の国土面積は38万平方キロメートルであり、38万の1キロメッシュについて内外を判断したもの)

なお、06年度末現在における条件不利地域<sup>(注2)</sup>の人口カバー率(エリア外人口)について試算すると、98.8%(約40万人)。

注1: 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域をいう。

注2: 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯(それぞれ、これらの地域を定義する法律に基づく地域をいう。)

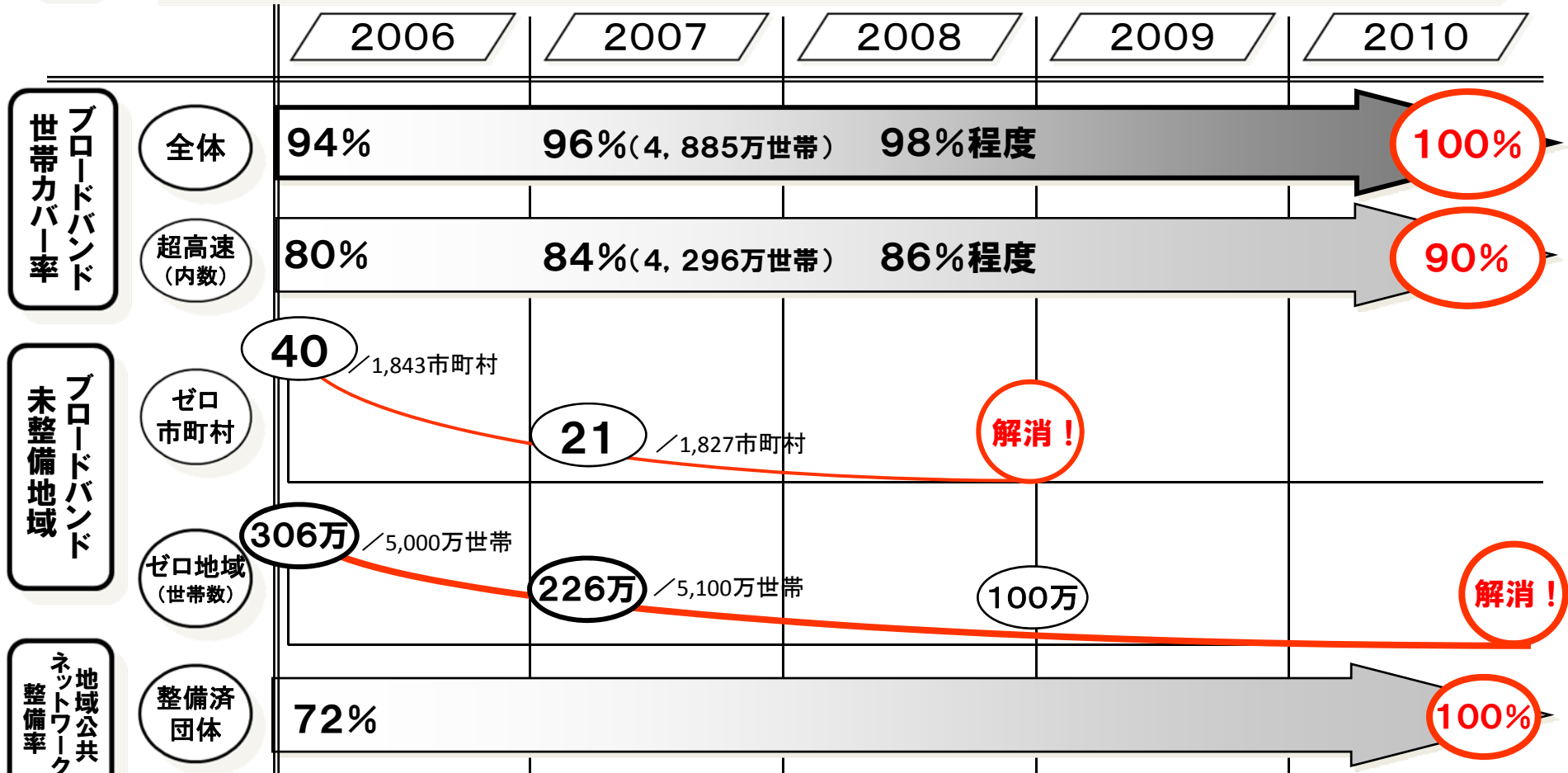


(注) 2004年5月末までは任意調査、2004年6月末より改正電気通信事業報告規則に基づく調査。

整備目標

2010年度までに

- ① **ブロードバンド・ゼロ地域を解消する。**  
(その過程において、ブロードバンド・ゼロ市町村を2008年度までに解消する。)
- ② **超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とする。**



注: 2006年において記載されている世帯カバー率、ゼロ市町村数、ゼロ地域世帯数の数値は、2006年3月31日現在のもの。  
 2007年において記載されている世帯カバー率、ゼロ市町村数、ゼロ地域世帯数の数値は、2007年3月31日現在のもの。  
 2008年において記載されている世帯カバー率、ゼロ市町村数、ゼロ地域世帯数の数値は、いずれも現時点における目安であり目標ではない。

# 加入電話等の料金比較

		基本料(月額)						通話料(平日昼間3分間あたり)			加入料 (負担金)	
		住宅用			事務用			市内	県内市外	県間		
NTT 東西	加入電話	3級局	2級局	1級局	3級局	2級局	1級局	8.5円	【県内:~60km】 30円	【県間:100km~】 80円 〈NTTコム中継〉	36,000円 (-)	
		ダイヤル回線 ( )内はライトプラン	1,700円 (1,950円)	1,550円 (1,800円)	1,450円 (1,700円)	2,500円 (2,750円)	2,350円 (2,600円)					2,300円 (2,550円)
		プッシュ回線 ( )内はライトプラン	1,700円 (1,950円)	1,600円 (1,850円)		2,500円 (2,750円)	2,400円 (2,650円)					
ソフトバンク テレコム	おとくライン (シンプルプラン:アナログ)	1,500円	1,350円		2,350円	2,200円	2,050円	7.89円		住宅用:14.9円 事務用:7.89円	-	
KDDI	メタルプラス	1,500円			2,400円(アナログ)			8円		住宅用:15円 事務用:8円	-	

NTT 東西	ひかり電話 (基本プラン)	500円(基本プラン:戸建て) <sup>※1</sup> ※1 FTTHサービスへの加入が必須	1,300円(オフィスタ입) <sup>※1</sup> ※1 FTTHサービスへの加入が必須	8円		-
KDDI	ひかりone	500円(戸建て) <sup>※1</sup> ※1 FTTHサービスへの加入が必須	-	8円		-
ケイ・オプ ティコム	eo光 (プラン1)	300円(戸建て) <sup>※1</sup> ※1 FTTHサービスへの加入が必須	-	近畿2府4県内:7.4円 近畿2府4県以外:8円		-

(注) 各社HP資料等を基に、総務省において作成。また、各料金(税抜)は、2007年4月1日現在のもの。

現在

2010年代初頭まで

2010年代初頭以降

ブロードバンドゼロ地域の解消  
(次世代ブロードバンド戦略2010)

PSTN

- ・ FTTHユーザ 2,000万加入 (NTT中期経営戦略)(2007年11月修正)
- ・ ブロードバンド化・IP化による市場統合の進展 (FMCサービスの登場等)

IP網

電話のユニバーサル制度

(PSTNが主流)

過渡期  
(フェーズ1)

(PSTNとIP網が並存)

IP化 → フルIP化  
(フェーズ2)

(IP網への完全移行)

現行制度の枠組みの維持が基本

サービス

- ・ 加入者回線アクセス
- ・ 公衆電話
- ・ 緊急通報

同 左

- ・ フェーズ1では、ユニバーサルサービスの範囲に含めない
- ① 0ABJ-IP電話 → 信頼性、料金水準等
- ② 050-IP電話 → ①に加え、通話品質
- ③ 携帯電話 → 料金水準、利用実態  
☞ モビリティのあるサービスとして継続検討

同 左

- ・ 0ABJ-IP電話の追加を検討  
(ユニバ制度がIP化の障害とならないよう措置)

**ユニバーサルアクセス**

- ・ サービスの種類にかかわらず、ブロードバンドアクセス網を経由し、一定の要件を満たすサービスが利用可能な状況を確認

供給事業者  
(適格事業者)

- ・ NTT東西による提供を前提

同 左

同 左

**複数の適格電気通信事業者**

- ・ ブロードバンドアクセス網の提供者が該当 (地方公共団体等も対象)
- ・ 最終的なサービス提供者の確保策の検討 (NTTの在り方の議論も踏まえ検討)

維持のための  
仕組み

- ・ PSTNを前提としたコスト算定(ベンチマーク方式)
- ・ 電気通信番号数に応じたコスト負担制度

同 左

- ・ あまねく電話責務のため、加入電話契約数が減少しても、ユニバーサルサービスコストは容易に減少しない。(→光IP電話等に移行した回線をメタル加入者回線として補てん額の算定上考慮 等)

同 左

**コスト算定方法・負担方法**

- ・ 複数の伝送形態(有線・無線等)を対象とした場合のコスト算定方法を検討
- ・ ユニバーサルアクセスの概念を導入する場合の受益者の考え方、コスト負担方法等を検討



## IP化の影響

- 採算地域（都市部）の加入電話契約者の減少
- 基礎的電気通信役務収支の赤字傾向の継続



### ○補てん額の算定に与える影響

- ・加入電話の加入者数の減少、高コスト地域4.9%の回線数も減少
- ・ベンチマーク水準が上昇し、補てん額が減少

### ○高コスト地域における加入者回線コストの上昇

- ・メタル加入者回線コストを負担しなくなる事業者（回線）が増加
- ・メタル加入者回線コストの上昇圧力



- 光IP電話は、加入電話と一定の同等性を有するサービスであるが、ユニバーサルサービスと位置づけるには時期尚早。
- NTT東西は、NTT法上の「あまねく電話責務」を負う。このため、光IP電話に利用者が移行した場合でも、加入電話サービスの提供を希望する利用者に対応するためには加入者回線を撤去することができない。



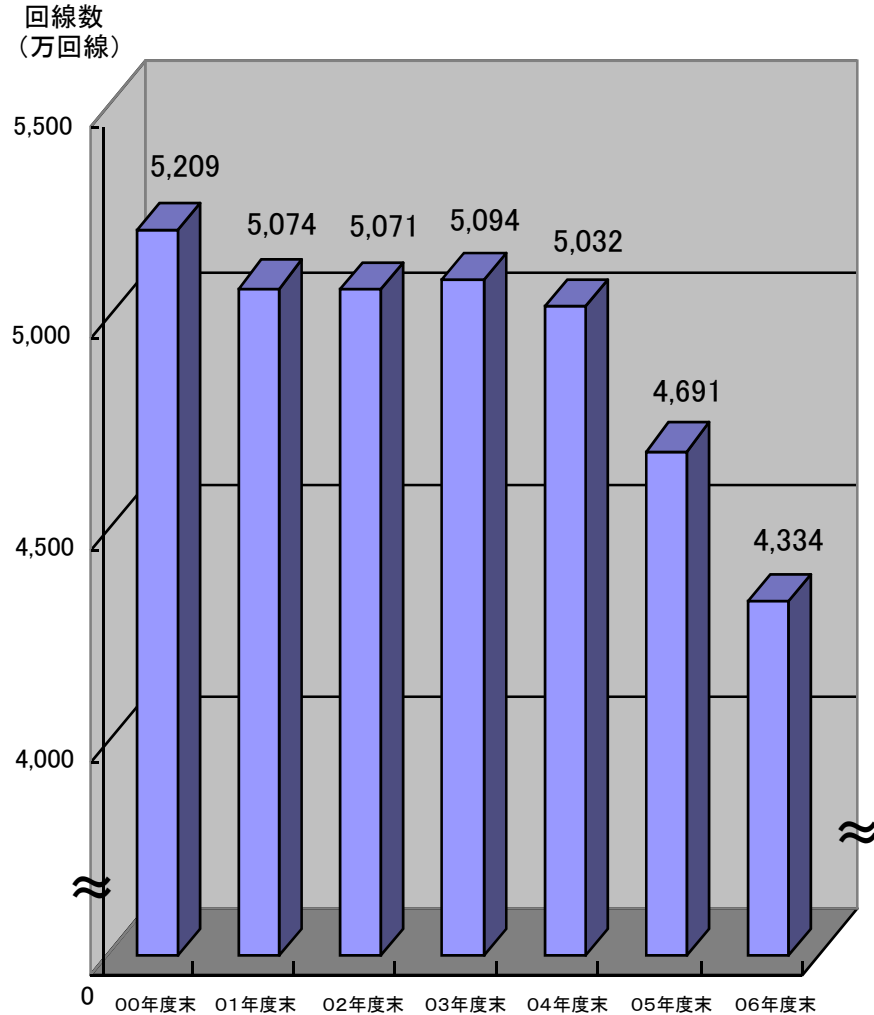
- 加入電話と光IP電話が併存する過渡的状況下においては、光IP電話等へ移行した加入電話の回線数を補てん対象額の算定上元に戻すことが適当。

➢ 具体的な対象回線については、光IP電話等への移行の考え方、回線の把握可能性等を考慮

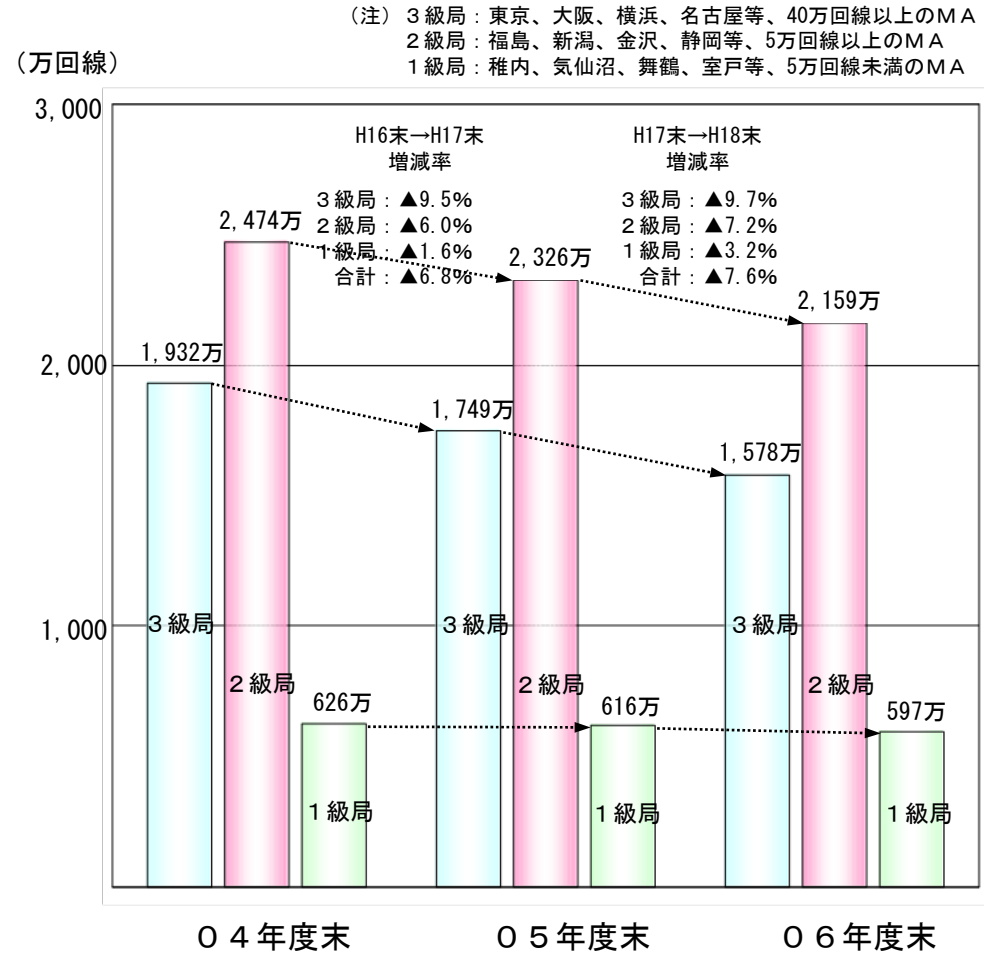
➢ 補正の実施時期及び実施期間等については慎重に検討。NTT東西によるPSTNからIP網への移行計画が示されないまま当該補正の実施期間が長期にわたることは避けるべき。

- 高コスト地域のメタル加入者回線コストの一部負担を行う仕組みの必要性についても、今後検討。

## NTT東西加入電話回線数の推移



## 加入電話の級局（MA）別回線数の推移



加入電話回線数は年々減少しているものの、アクセス設備のメタルケーブルは、面的なカバーエリアの拡大に伴い増加している。

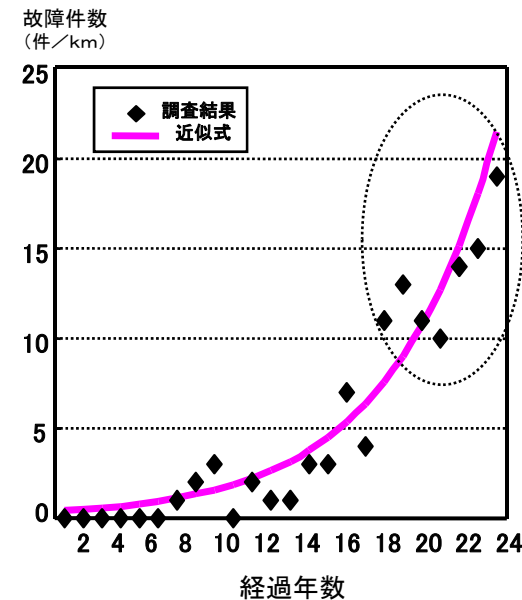
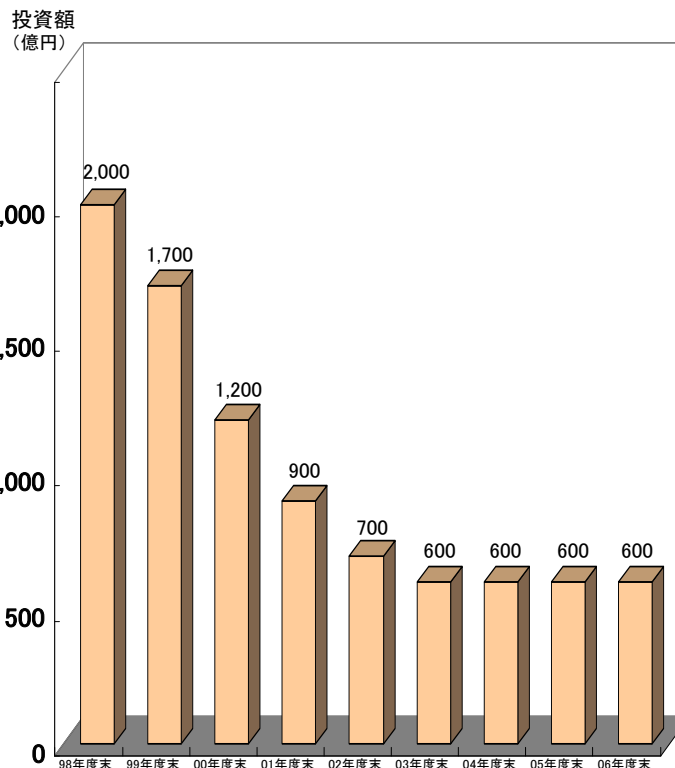
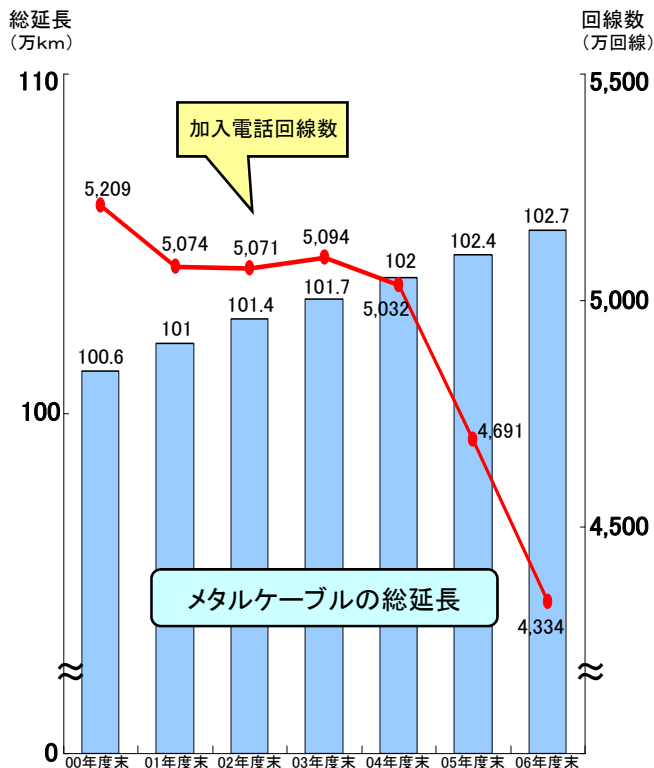
加入電話の需要減少に対し新規投資を抑制しているが、サービス維持に必要な最低限の投資を要している状況にある。

メタルケーブルの老朽化に伴い維持コストが増大。

加入系メタルケーブル総延長及び加入電話回線数の推移

加入系メタルケーブル投資額の推移

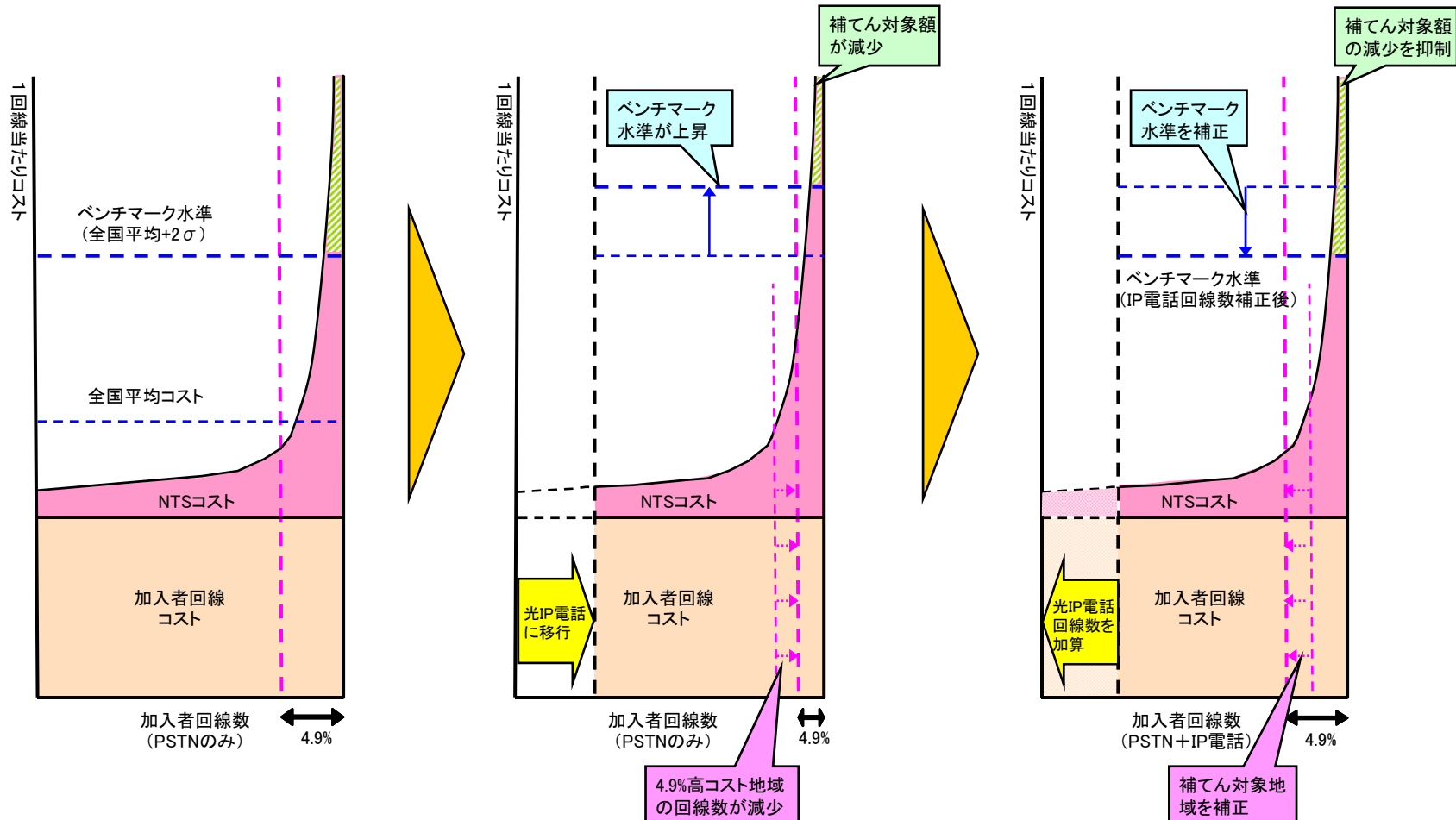
架空メタルケーブルの経過年数別故障件数



従来の基金制度における  
補てん対象額の仕組み

IP電話の拡大に伴う変化  
高コスト地域におけるユニ  
バーサルサービス維持に必要  
なコストは変わらないものの、  
都市部におけるIP電話の普及  
により補てん対象額が減少

補正  
補てん対象額の算定にIP電  
話回線数を加えることにより、  
補てん対象額の減少を抑制

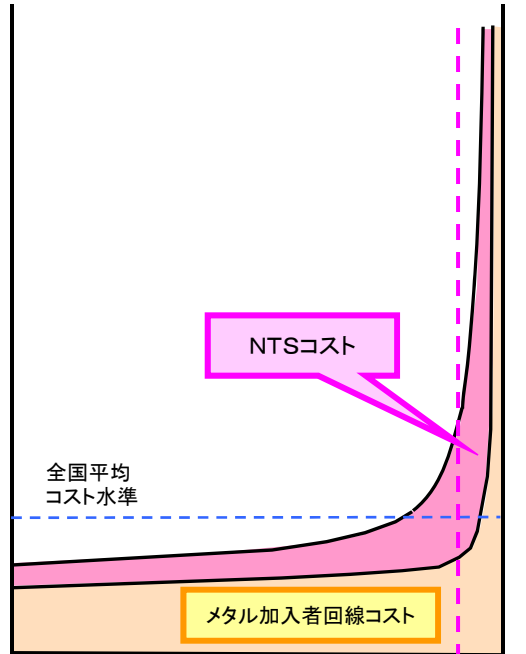


# IP化の進展に伴う現行算定方法への影響

(PSTNからIP網への移行によるメタル加入者回線コスト負担への影響)

## 実際のサービス提供に要するコストの構成

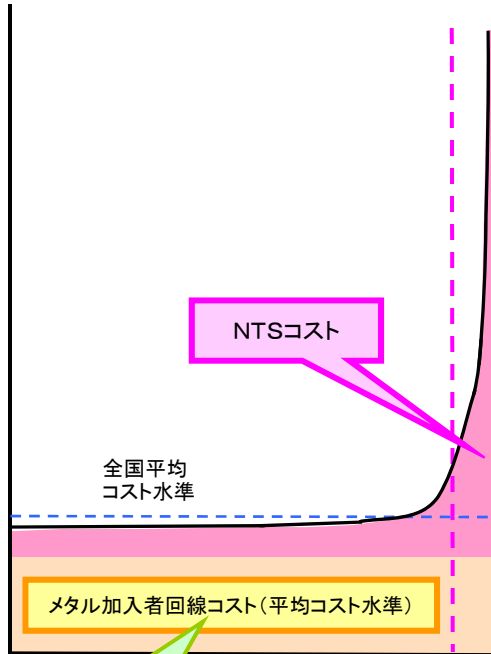
回線  
当り  
費用



上位4.9%高コスト地域

## 現行制度の補てん額算定上の扱い

回線  
当り  
費用

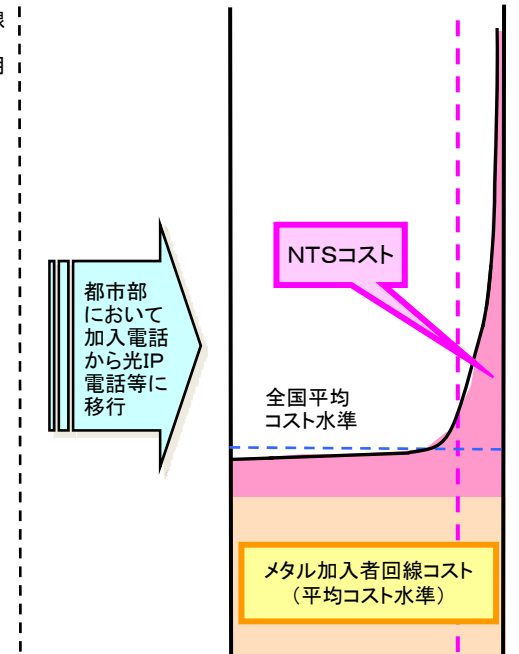


上位4.9%高コスト地域

接続料設定に伴う補正方法としてメタル加入者回線コストを平均化

## 都市部における加入電話回線の光IP電話等への移行による変化

回線  
当り  
費用



上位4.9%高コスト地域

都市部において加入電話から光IP電話等に移行

NTT東西と競争事業者ともにメタル加入者回線を利用。

- メタル加入者回線コスト(高コスト地域)は、地域間コストを平均化し接続料で回収
- 各々が応分に負担することが可能な構造

IP化の結果、メタル加入者回線コスト負担(高コスト地域)は、残された加入電話利用者のみが負担。

- メタル加入者回線コストが上昇
- 一方、ユーザー料金値上げは一定の制限
- ⇒ 収支悪化のおそれ

	米国	EU	英国	フランス	イタリア	豪州	韓国
制度創設	1996年	2002年	1997年	1996年	1997年	1991年	2000年
ユニバーサルサービス制度の定義	米国通信法(第254条)において、ユニバーサルサービス制度の原則として「良質なサービスが公正、妥当かつ低廉な料金で利用可能」、「全国全ての地域の消費者が都市地域と合理的に同等の電気通信・情報サービスに合理的に同等の料金でアクセス可能であること」が求められている	「ユニバーサルサービス指令」において、「地理的な場所とは無関係に、各々の国情に照らして、手頃な料金により全国のあらゆるユーザに対して所定の品質により利用できるよう確保されなければならない」とされている	通信法には、ユニバーサルサービスの明確な定義・要件はない	通信法には、ユニバーサルサービスの明確な定義・要件はない	地理的条件にかかわらず、全ての利用者が利用でき、かつ、国内の特定の条件を考慮して適切な料金で提供される一定品質の最低限のサービスの総体	通信法に明確な定義はない。 「豪州の全ての人々がどこに居住若しくは営業していても、定められたサービスに対して、公平な条件で、合理的にアクセス可能であること」が目標とされている	全ての利用者がいつでも、どこでも適正な料金で提供してもらえる基本的な電気通信の役務 ※以下を勸案し決定 1. 情報通信技術の発展程度 2. 電気通信役務の普及程度 3. 公共の利益と安全 4. 社会福祉の増進 5. 情報化促進
ユニバーサルサービスの範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・single party サービス(※1)</li> <li>・公衆網への音声級アクセス</li> <li>・緊急通報サービスへのアクセス</li> <li>・番号案内</li> <li>・(※2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定地点における公衆向け電話網への接続(※3)</li> <li>・公衆電話</li> <li>・緊急通報</li> <li>・番号案内</li> <li>・電話帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話サービス</li> <li>・公衆電話</li> <li>・緊急通報(※4)</li> <li>・電話帳</li> <li>・番号案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話サービス</li> <li>・公衆電話</li> <li>・緊急通報(※4)</li> <li>・電話帳</li> <li>・番号案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話サービス</li> <li>・公衆電話</li> <li>・緊急通報(※4)</li> <li>・電話帳</li> <li>・番号案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話サービス</li> <li>・緊急通報</li> <li>・公衆電話</li> <li>・電話帳</li> <li>・番号案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有線電話サービス</li> <li>・公衆電話</li> <li>・緊急通報</li> </ul>

(※1) 1加入につき1加入者回線を割り当てるサービス(無線の場合、電波を供用してもsingle party相当と認められる)

(※2) 低所得者、学校・図書館、医療機関を支援する仕組みが存在

(※3) 技術は指定されておらず、有線だけでなく無線での提供も可能となっている

(※4) 無料の緊急通報は全事業者の義務であり、ユニバーサルサービス提供事業者に固有の義務ではない

	米国	EU	英国	フランス	イタリア	豪州	韓国
適格電気通信事業者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>州の委員会により、サービスエリアごとに指定を受けた適格電気通信事業者</li> <li>複数の適格事業者を指定することについて、ルーラル地域の電話会社のサービス提供地域については任意、それ以外の地域は必須</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1以上の事業者を、国土の全域にわたりユニバーサルサービスの提供が保証されるよう、指定することができる</li> <li>ユニバーサルサービスのサービス要素毎に、また地理的な部分毎に、異なる企業を指定することも可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>BT（ハル市以外）</li> <li>キングストーンコミュニケーションズ（ハル市）</li> </ul>	フランステレコム	テレコムイタリア	テルストラ	基本電話サービスについては、KTのみ
コストの算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベンチマーク方式（全米コストの平均値＋標準偏差の2倍）（※1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収入費用方式（提供事業者におけるユニバーサル提供義務が課された場合と課されていない場合との純費用（便益及び収益を考慮）の差）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>OUSPの指定時に財政的負担の額が定まる場合（入札等）にはその額を採用</li> <li>上記以外の場合は、OFCOMが推計した純費用（USPとしての指定及び条件の適用により生じる便益を控除）を採用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収入費用方式（便益考慮）</li> <li>提供事業者を入札で決定した場合、入札額を超過しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収入費用方式（便益考慮）</li> <li>又は</li> <li>入札により決定される金額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制当局の勧告を受けて大臣が決定（将来3年分まで指定可能）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>純費用方式（間接的な便益も考慮）</li> <li>※純費用に役務毎の損失補てん比率を乗じる</li> <li>※市内電話については相殺型の要素を取り入れている</li> </ul>
コストの負担方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>州際電気通信サービスを提供するすべての電気通信事業者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話事業者</li> <li>Voip事業者の一部も含む</li> </ul> </li> <li>電気通信事業収益比（州際収益のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的な基金（政府の一般予算）もしくは事業者からの拠出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> <li>（※基金は未発動）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業者</li> <li>電気通信事業収益比</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業者</li> <li>電気通信事業収益比</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業者</li> <li>電気通信事業収益比</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業者</li> <li>電気通信事業収益比</li> </ul>

（※1）非ルーラル事業者向けの「高コストモデル支援」の場合。